

2024年 2 月 16 日

九州電力株式会社

## 玄海原子力発電所操業差止訴訟の第45回口頭弁論が行われました

— 玄海原子力発電所の安全性を主張 —

本件は、玄海原子力発電所 1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（2012年1月31日）から第46次（2024年1月18日）にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は、第46次提訴に対する答弁書を提出し、第1～第45次分の答弁書同様に請求の棄却を求めました。

併せて準備書面を提出し、玄海原子力発電所の運転により周辺住民の白血病死亡者数が増加している事実は無いこと、玄海原子力発電所では福島第一原子力発電所事故を踏まえた更なる安全確保対策を講じており、原告らが指摘するような子どもの甲状腺がんが増加する危険性は無いことを主張しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上